

総務文教常任委員会

日時 H23. 11. 24 (木)

場所 第3委員会室

1. 開 議

2. 日程説明

3. 議案審査

(企画管理部)

(1) 第1号議案 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 第2号議案 亀岡市一般職員の給与に関する条例及び亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

<説明～質疑>

4. 討論～採決

(休 憩)

5. 委員長報告の確認

6. その他

職員の給料、期末手当等の状況

◎給料月額、期末手当見込額（平成23年12月1日～）

		年間計（円）	現行/改定後
		（月額計*12）+期末手当	
50代後半 部長級	人勤に基づく給与	△38,577	%
	改定の影響額		99.5
50代前半 課長級	人勤に基づく給与	△31,337	
	改定の影響額		99.6
40代後半 副課長級	人勤に基づく給与	△27,721	
	改定の影響額		99.6
40代前半 係長級	人勤に基づく給与	△22,360	
	改定の影響額		99.6

※行政職全体（医療職を除く638名で、給与改定をしない者も含む）
でみると、年間影響額は平均△14,022円となります。

総務文教常任委員会委員長報告（23年11月24日）

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告します。

まず、第1号議案 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び亀岡市教育員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国の給与改定措置に準じ、市長、副市長、病院事業管理者及び教育長の給料月額を0.5%引き下げようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第2号議案 亀岡市一般職員の給与に関する条例及び亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に準じ、本市一般職員の給与に関し、本給及び期末手当の支給割合等について改正するものであります。採決に先立ち、賛成討論として、民間の厳しい状況から考えて、若年層への配慮がなされた上での今回の減額はやむをえないものとする討論、また、反対討論では、京都府も本給の改定を行わず、本市のラスパイレス指数は国より低く、京都府下でも中ぐらの状況である等の討論がありましたが、採決の結果は、多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが本委員会の報告とします。